

令和6年度第1回

新宿区みどりの推進審議会議事録

令和6年8月22日（木曜日）

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

令和6年度第1回新宿区みどりの推進審議会議事録

令和6年8月22日（木曜日）

午前9時30分～午後0時05分

区役所本庁舎6階 第二委員会室

- 1 開会
- 2 審議
 - (1) 保護樹木等の指定及び解除について
 - (2) 特別保護樹木の指定について
 - (3) みどり公園基金の処分について
 - (4) みどりのモデル地区の指定について
- 3 連絡事項
- 4 閉会

○配布資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第17期）
- 2 保護樹木等の指定及び解除について
- 3 指定及び解除審議対象樹木の写真（※回収資料）
- 4 特別保護樹木の指定について
- 5 みどり公園基金の処分について
- 6 みどりのモデル地区の指定について
- 7 新宿区みどりの条例及び同施行規則
- 8 新宿区みどり公園基金条例
- 9 みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック
- 10 新宿中央公園魅力向上推進プラン（概要版）
- 11 新宿区みどりの基本計画（改定）（※回収資料）
- 12 新宿区みどりの実態調査報告書（第9次）（※回収資料）

出席委員 15 名

会長 斎藤 馨

副会長 山本 清龍

委員 池邊 このみ

委員 伊藤 弘

委員 渋谷 桂子

委員 吉川 信一

委員 竹川 司

委員 渡辺 芳子

委員 太田 幸一

委員 手塚 京子

委員 山崎 佐知子

委員 山内 泰明

委員 椎名 豊勝

委員 大野 正人

委員 藤田 茂

◎開会

斎藤会長 おはようございます。

定刻となりましたので、これより令和 6 年度第 1 回新宿区みどりの推進審議会を開会いたします。

委員の皆様には、お忙しい中御出席いただきありがとうございます。

はじめに、本日の委員の出席状況及び資料等について、事務局より説明をお願いします。

みどり公園課長 皆様、おはようございます。

新宿区のみどり公園課長、小菅でございます。本日は、お暑い中、またお忙しい中、みどりの推進審議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。私からも厚くお礼申し上げます。

ここからは着座にて御説明させていただきます。失礼いたします。

では、はじめに出席状況でございます。

委員の出席状況でございますが、本日は山内委員がまだお見えになっていませんが、定数 15 名中、過半数となります 14 名が出席していらっしゃいますので、審議会は成立していることを御報告させていただきます。

続きまして、会議の公開についてでございます。

みどりの推進審議会は、新宿区みどりの条例施行規則第 31 条第 4 項におきまして、「会議は、公開を原則とする」とあります。本日の会議に際しましては、会長に御相談いたしまして、会議内容から、公開とさせていただきたいと考えております。

ただいま山内委員がお見えになりました。会議のほうは、全員御出席ということで、ありがとうございます。

公開についてでございますが、本日、傍聴される方が 1 名お見えになっています。この旨、私のほうから御報告させていただきます。

続きまして、議事録の公開についてでございます。

皆様の御発言につきましては、みどりの推進審議会議事録として、新宿区のホームページにおきまして公開いたします。あらかじめ御了承のほど、お願い申し上げます。

なお、本日の会議でございますが、会場の都合上、12 時を目途に終了させていただきたいと考えております。皆様の御協力のほどお願い申し上げます。

続きまして、マイクの使い方についてでございます。

御発言の際には、お手元にマイクがございます。こちらのほうでの御発言をお願いいたします。使用方法といたしまして、一番手前にボタンがございます。こちらを1回押していただきますと、緑のランプがつきます。そういたしますと、マイクが入ります。発言が終わりましたら、こちらのボタンをもう一度押していただきますとランプが消えまして、御発言のほうは終了ということになります。こちらのほうもお願いいたします。

続きまして、資料の確認でございます。お手数ですが、お手元の資料の御確認をお願いいたします。

はじめに、一番上に議事次第がございます。次に、資料1、新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第17期）、資料2、保護樹木等の指定及び解除について、資料3、指定及び解除審議対象樹木の写真、そして、資料4、特別保護樹木の指定について、資料5、みどり公園基金の処分について、資料6、みどりのモデル地区の指定について、資料7、新宿区みどりの条例及び同施行規則、資料8、新宿区みどり公園基金条例、資料9、みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック、資料10、新宿中央公園魅力向上推進プラン（概要版）、資料11、新宿区みどりの基本計画（改定）、資料12、新宿区みどりの実態調査報告書（第9次）でございます。

資料の不足はございますでしょうか。また、会議の途中でも不足ということが分かりましたら、事務局のほうにお手を挙げていただければ対応させていただきますので、お願いいたします。

なお、資料3の指定及び解除審議対象樹木の写真につきましては、こちらは非公開とさせていただきます。お帰りの際に、恐縮ですが、回収をさせていただきます。また、資料11と資料12の冊子についても回収させていただきますので、こちらのほう、御協力のほどお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

会長、お願いいたします。

斎藤会長 ありがとうございます。

◎審議

斎藤会長 それでは、早速、議事次第2の審議のほうに進みたいと思います。

本日の審議事項は、4件あります。

はじめに、1件目の保護樹木等の指定及び解除についてを審議いたします。事務局より説明をお願いします。

みどり公園課長 それでは、本日1件目に御審議をいただきます保護樹木等の指定及び解除について、資料2に基づきまして御説明させていただきます。

本日御審議いただきます案件は、公有地及び民有地の指定と解除に関するものでございます。

はじめに、公有地でございますが、指定について、保護樹木1件3本でございます。

次に、民有地でございますが、指定について、保護樹木4件7本、保護樹林1件501平方メートル、保護生垣1件25メートルでございます。

解除につきましては、保護樹木9件12本、保護樹林1件632平方メートルでございます。

これらの詳細につきまして、担当のほうから映像を交えまして御説明させていただきます。説明に際しまして、室内の明かりを暗くさせていただきます。

事務局（八住） それでは、担当から御説明をさせていただきます。

みどりの係長の八住と申します。着座にて御説明をさせていただきます。

今回御審議いただく内容につきましては、保護樹木等の指定及び解除になりまして、お手元の資料2の表の内容は、資料3及び前方の映像のほうにまとめております。資料3をお持ちでない方は、前のパワーポイントのほうを御覧いただければ同じ内容となっておりますので、よろしくお願いいたします。

保護樹木等の指定及び解除については、前回の審議会の翌日、令和6年2月6日から本日、令和6年8月22日までに申出のあった案件になります。

次、お願いいたします。

御審議いただく保護樹木等の指定及び解除件数は、前のスクリーンのとおりです。

公有地保護樹木は、指定件数1件、指定本数3本、解除案件はございません。

民有地保護樹木は、指定件数4件、指定本数7本、解除件数9件、解除本数12本です。

民有地保護樹林は、指定件数1件、指定面積501平方メートル、解除件数1件、解除面積632平方メートルです。

民有地保護生垣は、指定件数1件、指定延長25メートル、解除案件はございません。

次、お願いします。

それでは、保護樹木等の指定の案件から御説明をいたします。

まず、公有地の保護樹木の指定となります。こちらの指定案件は1件、3本です。

次、お願いいたします。

大京町にある新宿三つの木保育園もりさんかくしかくに植栽されている樹木で、クスノキ 1 本、シラカシ 1 本、スダジイが 1 本、合計 3 本となります。なお、この保育園は、新宿区の所有する土地に民設民営により社会福祉法人が運営しているものです。園名のとおりに、今回、保護樹木にお諮りする 3 本の木がシンボルとなっています。この 3 本は、三角形を描くように近接して生育しており、上のほうで葉の茂りが重なっているため、樹冠が 1 つになっています。

区の契約管財課からの依頼で、保育園の樹木について調査したところ、指定基準を満たす 3 本の樹木が存在し、いずれも樹勢が良好だったため、公有地保護樹木として指定をお諮りするものです。

1 本ずつ御説明いたします。

1 本目、幹回り 1.64メートル、高さ 13メートルのクスノキです。園庭内にあり、根元がダスト舗装のため、踏圧でやや地面が固まっていますが、外観上、幹に目立つ腐朽などは見られず、樹勢は良好です。

2 本目、幹回り 1.5メートル、高さ 12メートルのシラカシです。幹の東側の高さ 0.5メートルから 1.5メートルにかけて、幅 12センチくらいの腐朽がございますけれども、その上部にキノコの発生も見られますが、樹勢もよく腐朽の周囲の幹の巻き込みも見られるので、腐朽が急速に進行したり倒木したりする危険性は少ないと判断しています。

3 本目、幹回り 1.74メートル、高さ 12メートルのスダジイです。幹の太枝の古い切り跡に小さな腐朽があり、キノコの子実体も見られますが、樹勢は良好で腐朽が急速に進行する可能性は少ないと考えます。

以上、公有地保護樹木の指定についてお諮りいたします。

続きまして、民有地の保護樹木の指定案件です。件数は 4 件、本数は 7 本です。

1 件目は、新宿七丁目の個人宅にあるスダジイ 1 本、モチノキ 1 本の合計 2 本です。

2 件目は、若松町の個人宅にあるソメイヨシノ 1 本、イチョウ 1 本、ムクノキ 1 本の合計 3 本です。

3 件目は、百人町二丁目の個人宅にあるプラタナスです。

4 件目は、同じく百人町二丁目の個人宅にあるメタセコイアです。

それでは、1 件ずつ御説明をいたします。

1 件目、新宿七丁目の個人宅の庭にあるスダジイ 1 本、モチノキ 1 本です。

このお宅には、平成16年に指定したケヤキとヤマザクラの保護樹木2本があり、今年3月にこの保護樹木の調査を行った際に、2本保護樹木の対象となる樹木があったことから、所有者と協議の上、保護樹木に指定する了解を得たものです。

1本目、幹回り1.6メートル、高さ8.6メートルのスダジイです。敷地内の区道に接している近くに生育しており、毎年所有者による剪定等の管理が行われていて、外観上、幹に目立つ腐朽も見られず樹勢も良好です。

2本目、3本立ちでそれぞれの幹回りは0.72メートル、0.72メートル、0.71メートルのモチノキです。高さは7.5メートルです。家屋の近くに生育しており、毎年剪定管理も行われていて、樹勢・樹形とも良好です。

以上により、保護樹木への指定をお諮りいたします。

2件目、若松町の個人宅の庭にあるソメイヨシノ1本、イチョウ1本、ムクノキ木1本です。所有者が、隣の家を保護樹木の所有者から制度について聞いたということで、区に御相談があったものです。現地で立会い調査を行ったところ、3本の保護樹木の候補がありましたので、指定をお諮りするものです。

1本目、3本立ちでそれぞれの幹回りは1.5メートル、0.5メートル、0.65メートル、高さは11メートルのソメイヨシノです。敷地内に大きく枝を張っており、花の時期は見事だということです。幹がやや西方向に傾斜していますが、外観上、幹に目立つ腐朽などは見られず、樹形・樹勢とも良好です。

2本目、幹回り2.23メートル、高さ8メートルのイチョウです。個人の庭に植栽されているイチョウとしては、比較的大きな樹木です。強剪定により太枝が短く樹冠が小さめになっておりますが、外観上、幹に目立つ腐朽などは見られず、樹勢も生育状況も良好です。根元がやや深植えになっており根張りがよく見えないのですが、生育に支障はないと考えています。

3本目、幹回り1.7メートル、高さ9メートルのムクノキです。敷地南側の庭の奥にあります。強剪定されており、太枝の切り口から多数の小枝が発生していますが、外観上、幹に目立つ腐朽などはなく、樹勢も生育状況も良好です。根張りも非常によいため、今後の成長も期待されます。

3件目、百人町二丁目の個人宅にあるプラタナスです。

幹回り1.48メートル、高さ12メートルです。今年の6月に所有者から指定の相談があり、現地で調査を行ったところ基準を満たしていたため、指定についてお諮りするものです。

毎年剪定が実施されており、幹から出ている太枝が短く樹冠も小さめですが、外観上、幹に目立つ腐朽等は見られず、樹形・樹勢ともに良好です。やや深植えで根元の根張りがよく見えませんが、現状生育には問題ないと考えております。

4件目、同じく百人町二丁目の個人宅にあるメタセコイアです。

前の件と同様、今年6月に所有者から指定の相談があり、現地で調査を行ったところ基準を満たしていたため、今回指定についてお諮りするものです。

幹回り1.67メートル、高さ9.6メートルです。強剪定により太枝が短く樹冠が小さめで、下方の枝がカットされており、その部分の葉の出方がよくございませんが、全体としては樹勢は良好です。幹の近くに小さな腐朽が見られますが、生育上問題は少ないと思われます。保護樹木指定後は、今後の維持管理、特に樹形の維持等について所有者と調整していきたいと考えています。すみません、幹じゃなくて根の近くでした。失礼しました。

続いて、保護樹林の指定について御説明いたします。

民有地の保護樹林の指定案件は1件、面積501平方メートルです。

市谷甲良町の集合住宅の敷地にある樹林で、主な樹種はケヤキになります。

本件は、20年以上前に建設された集合住宅で、建設時に植栽された樹木がかなり大きくなっています。管理組合の理事長から、敷地内の樹木を保護樹木に指定したいとの相談を受け、現地で立会い調査を行ったところ、多数の高木はありますが、保護樹木の基準を満たすほどの幹回りの樹木はまだありませんでした。

上空から見た樹林の状況です。こちらになります。この辺りに樹林がございます。

しかしながら、ケヤキ、クスノキ、カツラ等の高木が植栽された良好な樹林が500平方メートル以上あり、保護樹林の面積基準を満たしており、維持管理も良好に行われていることから、保護樹林として指定することをお諮りするものです。

続いて、保護生垣の指定について御説明いたします。

民有地の保護生け垣の指定案件は1件、延長25メートルです。

内藤町の集合住宅にあるイヌマキの生垣です。

延長25メートル、高さ2メートルのイヌマキの生垣です。当該敷地は、スダジイ1本が保護樹木に指定されています。

数年前に接道部のブロック塀を撤去し、生け垣にしました。この生け垣が十分成長したことから、今回保護生垣に指定したいとの相談があったものです。現地で確認したところ、順調に生育しているのを確認しましたので、この生け垣25メートルを保護生垣として指定をお

諮りするものです。

続きまして、保護樹木等の指定解除について御説明いたします。

民有地保護樹木の解除の案件は9件、12本です。

1件目は、下落合四丁目のケヤキです。枯れてしまったため、解除の申出がありました。

2件目は、南榎町のソメイヨシノです。枯れてしまったため、解除の申出がありました。

3件目は、河田町のケヤキです。枯れてしまったため、解除の申出がありました。

4件目は、原町三丁目のソメイヨシノです。同じく枯れてしまったために解除の申出がありました。

5件目は、市谷台町のイチヨウです。樹勢が弱くなり回復の見込みがないということで、解除の申出がありました。

6件目は、西落合四丁目のオオシマザクラです。土地の売却を予定しているため、解除の申出がありました。

7件目は、下落合二丁目のアカシデです。枯れてしまったために、こちらも解除の申出がありました。

8件目は、中落合四丁目のスタジイ2本、シラカシ2本の合計4本です。建築行為に伴い伐採するというので、解除の申出がありました。

9件目は、西落合三丁目のヤマザクラです。こちらも枯れてしまったために解除の申出がありました。

それでは、個別に御説明をさせていただきます。

1件目、下落合四丁目の個人所有の敷地内にあるケヤキです。

敷地内に保護樹木のケヤキが3本あるうちの1本が、数年前から衰弱し枯れる寸前の状態になっており、今後回復の見込みのない状況となっています。太枝の一部にしか葉がついておらず、樹皮の大部分も枯れて剥がれてきて、幹内部の腐朽も進行していることから、このまま放置しておくとも倒木の危険性が大きくなると判断しました。これ以上、腐朽が進行しないうちに伐採する必要があるため、指定解除をお諮りします。

2件目、南榎町の個人宅の敷地内にあるソメイヨシノです。

今年の4月下旬に所有者から、枯れてしまったので指定を解除したいと申出がありました。衰弱しており、ほとんどの幹と枝が枯損し、生きている枝葉が僅かしか見られない状況です。敷地が道路の角地にあり、ちょうどその角辺りに生育しているため、道路に枝が張り出しており、枯れた枝が落下したり倒木したりすると事故が起こりかねない状況であることから、

指定解除をお諮りします。

3 件目、河田町の病院の敷地内にあるケヤキです。敷地内には25本の保護樹木がありますが、そのうちのケヤキ1本が今年新しい葉を展開させたにもかかわらず、約1か月後に葉の全てが突然茶色くなり枯れてしまったとの連絡がありました。

現地で調査を行ったところ、比較的若い樹木で、幹に損傷なども見られず、すぐに倒木するおそれは少ないと考えていますが、枯死していて回復する見込みがないため、指定解除をお諮りします。

4 件目、原町三丁目の学校法人の敷地内にあるソメイヨシノです。敷地内に11本の保護樹木があり、そのうちのソメイヨシノ1本が枯れてしまったとのことで連絡がありました。この樹木は、幼稚園の園庭に生育しており、6年前に保護樹木として指定したものです。そのときの調査では樹勢が良好でしたが、今回の調査で幹に大きな太枝の切除跡があるのを確認しました。そこから腐朽が進行し、枯死したものと思われます。

5 件目、市谷台町の集合住宅の敷地内にあるイチョウです。

所有者から、イチョウの生育状況が思わしくないとの連絡があったため、今年の4月にレジストグラフによる精密診断を実施しました。その結果、地上から15センチメートルの高さでの幹の腐朽率は26.6%、また、60センチメートルの高さでは腐朽率は32.2%でした。この結果だけでは、すぐに倒木する可能性は低いと考えられますが、根元から地中付近の腐朽が進行しており、また根元にかなり大きな空洞なども見られました。この樹木を安全に保全するには、控え木などの設置が必要となりますが、生育している場所が崖の上の斜面の上部であり、倒木すると崖下の隣接家屋に損傷を与える可能性が高いこと、斜面地で控え木を適切に設置することが困難なことから、所有者とも相談し、伐採が望ましいとの結論に至りました。このため、指定解除をお諮りします。

6 件目、西落合四丁目の個人宅の敷地内にあるオオシマザクラです。

今年の5月に所有者から連絡があり、土地を手放すことになったので指定を解除したいとの相談がありました。その後、仲介する不動産会社からも連絡があり、すぐに伐採する予定はないが、取引に影響があるため、指定解除をしたいとの申出がありましたので、指定の解除をお諮りします。

区としては、残してもらえるのであれば再び指定することはできますので、できれば残してほしいというような説明をしています。

7 件目、下落合二丁目の個人宅の敷地内にあるアカシデです。

今年の春に所有者から、保護樹木の樹勢が弱ってきたという相談がありました。現地で調査したところ、幹に腐朽がありましたので、4月にレジストグラフによる精密診断を行いました。腐朽の割合は10%以下だったため、倒木などの危険性は少ないと判断し、経過観察を行うことになりました。

その後、7月初めに葉が全て茶色く変色してしまったとの連絡がありまして、急いで現地調査を行いました。そのときには既に葉が全て茶色く変色し枯損している状態でした。枯れ葉のついている上部の枝を数か所から採取し調べたところ、全ての枝が枯れていることを確認しましたので、全体的に枯死していると判断し、指定の解除をお諮りするものです。

8件目、中落合四丁目の個人が所有する敷地内のスダジイ2本、シラカシ2本の合計4本です。

所有者から、建物の建て替え工事の支障になるため、保護樹木と保護樹林の指定を解除したいとの申出がありました。現地で立会いを行ったところ、現状より規模の大きい建物を建築するとのことで、保護樹木が支障になるとのことでした。

1本目、幹回り1.98メートルのスダジイです。

2本目、幹回り1.38メートルのスダジイです。

3本目、幹回り1.58メートルのシラカシです。

4本目、幹回り2.01メートルのシラカシです。

以上、4本の指定の解除をお諮りします。

9件目、西落合三丁目の個人宅の敷地内にあるヤマザクラです。

数年前に所有者から、保護樹木の樹勢が衰弱してきているとの相談があり、現地で立会いをしたところ、かなり大きなヤマザクラで枝張りが一部道路まではみ出していました。はみ出した太枝が衰弱しており、道路に落下するおそれがあったため、そのときは所有者に撤去してもらいました。その後、経過観察を行ってきましたが、今年の7月に通行人の方から、木が弱ってきているので枝が道路に落下しないか心配であるとの通報が区に入りました。

現地調査を行ったところ、一部の小枝を除き、ほとんどの枝に葉がついていない状況だったため、8月に所有者と協議し、倒木の危険性が排除できないので伐採が望ましいとの合意に至りました。このため、指定の解除をお諮りします。

続いて、保護樹林の解除案件について御説明いたします。

解除件数は1件、面積は632平方メートルです。

保護樹木の指定解除で先ほど御説明いたしました中落合四丁目の個人所有の敷地内にある

保護樹林です。建物の建て替え工事により、保護樹木以外の一部の樹木は残るとのことですが、保護樹林の基準を下回るため、保護樹林についても指定の解除をお諮りします。

こちらが上空から見たところになります。

以上で、保護樹木等の指定及び解除の説明を終了します。

なお、ただいま御説明いたしました保護樹木等の指定及び解除を御承認いただけますと、承認前と比べて保護樹木、保護樹林の総数が減り、保護生垣が増えることになりまして、公有地保護樹木が38本で3本の増、民有地保護樹木が1,309本で5本の減、保護樹林が9万1,614平方メートルで131平方メートルの減、保護生垣が1,287メートルとなりまして、25メートルの増となります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

斎藤会長 ただいま事務局より説明のありました保護樹木等の指定及び解消について、御質問、御意見等ありましたらお受けしたいと思います。

手塚委員、お願いいたします。

手塚委員 指定及び解除に際して、木々が衰弱及び枯れるというのが理由というふうに見受けられたんですけれども、衰弱とか枯れるという理由の考えられる原因というのは分かっているんですか。

すみません、私のちょっと個人的な考え方なんですけれども、例えば地球温暖化が今結構加速していますので、要するに、大気におけるCO₂がかなり多くなっているという、そういうことの原因というか要因になっているのではないんですかね、枯れるという原因として。いかがなんでしょう、その辺は。

事務局（城倉） お答えします。

はっきり言って、分からないものが多いです。普通に考えられる原因としては病気、それから虫によるもの。最近、木の種類にもよるのですが、キクイムシという虫が非常にはやっけていまして、それによって幹の樹皮のすぐ後ろ側のところ、そこは形成層といいます、その部分まで虫が入り込んで木全体を枯らしてしまうという現象で、それも樹種によるものですから、全てがそういうわけではないと思います。

ただ、桜などは特に弱るのが多いのですけれども、去年、今年のこの暑さが原因ではないかと推定はできますが、はっきりした根拠がないものですから、これだという原因が言える状態ではないような気がします。

手塚委員 ありがとうございます。

斎藤会長 手塚委員の御質問に対して椎名委員はいかがでしょう。木が枯れる原因については、多分いろいろ聞かれていると思うので。

椎名委員 私は樹木医をしているので、会長からの御指名かと思います。

枯れる原因はいろいろあります。土壌の条件とか樹木そのものの条件とか、先ほど申し上げました病気とか害虫とか、いろいろございます。新宿も古い町ですので、指定樹木を見ていると、かなり古い木を大事に皆さん育てていらっしゃると思うんですね。そうなりますと、結構、最近ではやっぱり腐朽みたいな、木の幹が腐ると、それによって木が倒れたり枯れたりするということもございます。

CO₂の問題とか、そういうものはまだ恐らく研究途上だと思いますので、私からは何とも申し上げられませんが、そういう点では、樹木は枯れるものです。生きているものですから枯れるものであって、その条件を幾らかでも少なくしていこうというのが、ここの審議会の趣旨でもありますし、我々の仕事だと思っています。

ちょっと答えになっているかどうか分かりませんが、そんなふうな状況だと思います。

斎藤会長 ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。御意見、御質問等。

吉川委員、お願いします。

吉川委員 吉川でございます。いつも大変お世話になっております。

ちょっとお尋ねしたいんですが、さっき、何か保護樹木について、役所から聞いたんじゃないかとお隣とか何とかとお話しして、保護樹木制度というのがあるのを知って、それで申請されたとか、その辺は大変ありがたいお話なので、もう少し詳しくお話ししていただけたらと思うのですが、何かありましたよね。

事務局（城倉） これは若松町にある樹木ですけれども、あまり広くない道路を隔てて反対側、東側に保護樹木がありましたが、その所有者の方はとても木を大事にされていました。ところが、枝の大半が道路に出てきていまして、それが昨年一部が落下をしてしまった。結構立派な木だったのですけれども、そういうこともあって、その方の木は指定解除されたのですけれども、その対になるように今回の西側の家に大きなソメイヨシノがあって、お隣の方とお話をした際に、それならばぜひうちのを指定してほしいという話になりました。

こちらの木のほうがまだ若いというか元気がいいので、当分は大丈夫かなというような気はしていますけれども、一応そういう状況です。

吉川委員 ありがとうございます。

僕が注目したのは、普通の町で隣近所で保護樹木についての、大げさに言えば情報の交換ですよね。それをなさっていたということの話を聞いて、それは私たちがやるべきことであるのに、町でそういう話があったということにすごく感激したので、あらためてお聞かせいただいたわけでございます。

大変すばらしいお話、ありがとうございました。失礼いたします。

斎藤会長 ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。

では、大野委員から先をお願いいたします。

大野委員 大野です。

指定と解除について、特に異議はないんですけれども、今回、個人宅の枯死木の解除が何件かあって、所有者のことを考えると、枯れたのがこの審議会待ちというのもちょっと大変というか、かわいそうだなというか、心配じゃないかなと思います。

これは今の制度上は、そうはなっていないかもしれませんが、明らかに枯死して枝が落ちるような状況であれば、伐採、解体というのを審議を待たずにできるとか、あともう一つは、これだけ大きな樹木になると、多分、伐採、解体も結構な費用がかかると思います。

今、この樹木の支援を見ると、そういった費用というのは見込まれていないんですけれども、それぞれ所有者の方が指定を希望されて指定されていた経緯を考えると、最後のそういった枯死木の解体というのも、将来的に助成金の対象にできるといいんじゃないかなというふうにちょっと思います。

斎藤会長 事務局、今のはいかがでしょうか。

事務局（城倉） それでは、お答えをします。

一応、緊急性がある樹木については、小委員会を開いて、そこで審議していただいて、すぐに解除できるというような仕組みになっています。ただ、今日お話ししたのは、少し木が生きていたり、もう審議会が近いので少し待ってもらったりとかというのも含めて、解除をしていただいています。どうしても急ぎの場合は、危険ということになれば、そういう方法があります。

もう一つは、枯れた木の撤去ですけれども、なかなかこれは難しい問題でして、できれば生きている樹木にもっと助成金を出してあげるとかというほうが優先かなという気がしますけれども、ただ、伐採するだけでも相当な費用、何十万円、場合によっては100万円ぐらいの費用がかかる可能性があるんで、その辺についても考えていかなければならない今後の課

題になってくるかなと思います。

斎藤会長 ということで、よろしいでしょうか。

大野委員 はい。

斎藤会長 では、山本副会長、お願いいたします。

山本副会長 山本です。

先ほど木が枯れる原因について少し議論があったところですが、今日審議された、特に民有地の解除の中で、ナンバー５のイチョウの木については、ひょっとしたら枯れるのを防ぐことができたかもしれない木かなと思いました。この事例では、かなり強剪定されているようにも見え、隣に工事中、あるいは建設中の建物があるようですが、枯れを防止できるのではないかと見ていました。

時々、樹木の管理上の問題で強剪定することがありますけれども、この場合はどうだったでしょうか。もし状況が分かっていたら教えてください。

斎藤会長 事務局、いかがでしょうか。

事務局（城倉） お答えします。

左側に見える建物が所有者の建物です。外壁補修中で幕がかかっているだけで、これも非常に迷ったのですが、このままでは根元の腐りが激しいと。木そのものは剪定した後だったので、非常に元気があります。ただ、平成５年に指定して30年ぐらい経過しているのですが、その割には幹回りがそれほど太くなっていない。ということは、あまり順調な成長をしていないのではないかと。最低でも、指定したのは1.2メートルですが、30年たってもまだ1.25メートルにしかなっていない、思ったより幹が太っていないというのが1つあります。

それと、右上の写真でお分りになるように、右側が崖地になっています。所有者の管理会社も、できれば残したいという考えは持っていたのですが、残すためには、このままでは危ないと。いわゆる控え木、丸太で控えをすとか、ワイヤーで引っ張るにしてもつなぐところがないのですが、何かそういう措置ができれば区の助成とか施工のお手伝いもできることもあるのですが、ただ、もう、すぐ右上の写真の下のところは崖状になっていて、そのような控え木を設置できる状況ではないということで、やむなく指定解除をしたいということになりました。

木そのものは元気だったので、できれば存続させたい考えもあったのですが、一応いろいろ考えて、そういう状況になったということになります。

山本副会長 よく分かりました。今までの経緯とかも踏まえてということですね。

ありがとうございました。

椎名委員 ちょっと関連でいいですか。

斎藤会長 椎名委員、お願いいたします。

椎名委員 木が元気であるならば、思い切って上を飛ばして2メートルとか3メートルぐらいの高さにするという手もありますね、もし枝葉がよく出ているなら。それで様子を見るということもありますので、こういう場合は、この高さだけを意識しないで、イチョウの場合はかなり強剪定にも耐えますので、それで枯れれば申し訳ないという感じはありますけれども、これは区の責任になっちゃうので、なかなか難しいかもしれませんが、方法としては短く、例えば2メートルぐらいの高さで胴切りにして、もう一回、木を吹かし直してという方法もありますので、選択肢の一つとして入れておいていただくといいかなと思います。

斎藤会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか、事務局。

事務局（城倉） そういうことも考えなくはなかったのですが、やはりちょっと根元の腐朽具合、それから根元から空洞が残っていたので、危ないかなという気がしました。ただ樹高が2メートルでは駄目なので、3メートルまで残っていると保護樹木としては存続させられます。その辺も考えられればよかったかなという反省点もちょっとあります。

斎藤会長 ちょっと悩ましいところですが、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

渡辺委員、お願いいたします。

渡辺委員 渡辺です。

ちょっと今日は案件が多過ぎて、解除も頭にすっとうっていませんけれども、私は実は実家がお寺で、その隣に住んでいるんですね。本当に木というのはどんどん大きくなって、うちのお寺でも年中植木屋さんを入れて枝を下ろしたり、根に肥料をやったりしてやっています。

結構、手入れがすごく大変なので、これを拝見しておりまして、保護樹木のときに、やはり費用をちょっとおかけできるように、少し面倒を見てあげたほうがいいんじゃないかなと思っております。

いろんな解除の案件を見ますと、やはり根のところはかなり傷んでいますね。そういうようになったら大変だと思いますし、実は私は横寺町に住んでおりまして、何年か前に町をき

れいにしているということで表彰されまして、ボトルブラッシュの木を2本頂いたんですね。

たまたま私は入り口の車庫のところに1本植えて、それがすごく今大きくなってしまって、ハナミズキの木をちょっと食い荒らして、そのボトルブラッシュの木がすごく根が張っちゃって、今どうしようかなと。もちろん、それは保護樹木じゃないので植木屋さんに切ってもらおうかななんて思っておりますので、木というのはすごく思ったよりもどんどん成長して、すごく手入れが大変ですね。それをちょっと実感いたしました。すみません。

斎藤会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

藤田委員、お願いいたします。

藤田委員 この解除のほうのナンバー3の木なんですけれども、これは非常に樹形を見ると、すごくいい樹形で、枝先もすっと伸びていますし、何でこれが枯れたのか。これが一番疑問ですね。これだけ生育がよかったのに突然枯れたと。この辺、ちょっと私は疑問に思ったんですけれども、何らかの、かなり強い要因がない限り、こんなにいきなり枯れるということはないと思うんですね。その辺は何か思い当たることはありますでしょうか。

斎藤会長 事務局、いかがでしょうか。

事務局（城倉） 今年、もう一本、アカシデの木も今年は葉を出したのですが、4月に精密診断をしたときは葉っぱが出ていました。7月に枯れたとの連絡があって行ったときは、もうこういう状態でした。葉が全部真っ茶色でした。

それから、保護樹木ではないのですが、新宿区のおとめ山公園の中にスダジイとクスノキがあって、それも葉っぱが全て真っ茶色になって枯れてしまいました。私は長年樹木を見ていますけれども、あまりそういう経験をしたことがありません。

コナラだとかスダジイは、キクイムシがつくと一遍に枯れてしまうことがあります。それは幹の根元近くを見ますと、幹にいっぱい小さな穴が開いていて、これはキクイムシの被害だと分かるのですが、今回はそういう状況もなかったですし、あと、桜も今年葉っぱを出したのに枯れてしまいました。ナラタケによる害とかいろいろ考えられますが、それも見当たらなかった感じです。

これは枝先が丸まっているので、枝を取っては見なかったのですが、先が丸まっているので、もう全て枯れているかなと判断をしました。

これは大きな病院の中なので、この近くには何本かケヤキがありますが、葉っぱが茂って、手前の葉っぱが見えるものも全部ケヤキなのですが、この木よりも古くて太くてというのに枯れていないのに、この木だけが枯れていると。よく原因が分からない

という状況です。椎名委員、何かありますでしょうか。

椎名委員 枯れる原因はいろいろありますし、樹木医学というのを今学会があつていろいろ研究していますけれども、まだまだとても、1つ解明すると、そこでまた次の疑問が出てくるような状況が続いていますので、原因を特定するというのは非常に難しい状況で、知れば知るほど難しい状況になっています。そういう点では、分からないというのがあっても不思議はないと思っております。すみません。

斎藤会長 ありがとうございます。

話を伺っていると、単に保護樹木を指定して保護するというだけではなくて、新宿区のいろんな意味での環境の指標というんですかね、何かこういうことが起こっているということ、やっぱりちゃんと確認しておくという作業、原因がすぐ分かるわけではもちろんないんでしょうけれども、そういう意味では、今まで経験したことがないようなことが起こっているかもしれないという、ちょっとこの審議会だけの話じゃないのかなと。こういうことを指定したり解除したりしながらも、丹念に、ちゃんと見ていくということが大事なんだなというふうに思いました。

そろそろ時間も押してきましたが、次の審議もあるのですけれども、ほかにありますでしょうか。

椎名委員、どうぞ。

椎名委員 指定番号の1番ですね。1番の木の写真を出していただきたいんですけれども。民設民営の区の土地の保育園ですかね。これは、この次ぐらいの写真、これですね。ここの保育園はいつ頃できましたか。分からないですか。

事務局（城倉） 10年ぐらい前かなと思います。

椎名委員 そうですか、では大丈夫かな。

というのは、今、根元の状況と書いてありますけれども、要するに、深植えになっているんですよ。ということは、前からあった樹木は、区の土地だというお話ですので、区の土地の中に樹木があったと思うので、それを残されたんですね。その趣旨は非常にいいんですけれども、工事のときに恐らく深植えになったと。要するに、土を盛ってしまったというのが根本の状況ではっきり分かりますので、でも10年たっていれば、全部の木が深植えで駄目というわけではないので、この場合は完全に深植えになって、埋めたような状態で根張りというのがあるんですけれども、根張りがほとんどないので、恐らく深植えになってしまっただろうと。そうすると、今後の成長に影響がある。

3本目のやつも、これもちょっと深植えになっているかなという感じです。10年たっていれば、恐らくそれなりに、大体深植えにした場合にはもう一回、上に根が出るんですよね。二重根というんですけれども、木は消耗しますね。でも、10年たっていれば、そろそろ大丈夫かなと思いますけれども、克服したと言えるんじゃないかと思いますが、ちょっと注意して見てあげればいいのかと思います。これはそういうことです。

それと、保護樹林のナンバー1がありますよね。これはさっき大野さんが言われたことともちょっと関係があるんですけれども、新宿の場合、マンションやなんかがいっぱいできていまして、大体管理組合で管理をされていると。みんな管理組合が皆さんお金を出して、みどりを大切になさっている。個人所有の方が一生懸命やっているのと同じように、管理組合という中で、持分共有の中で皆さん一生懸命やっけいらっしゃると。

今、街路樹が非常に悪い状況なんです。車両の大型化というか、背の高いのが出てきて、従来は街路樹の樹冠は決まりはあるんですけれども、でもまあいいだろうぐらいで幅を広げていたんですね。ところが、ハイルーフというのかな、そういうものが出てきたので、今、非常に街路樹が悪い状況ですね。

それと、大きい木が少なくて小さい木は余計、車体が高い自動車や何かの影響を受けますので、そういう点では道路に面しているマンションや何かのみどりというのは、これからすごく大事になってくるんですね。そういうものが今後、新宿辺りではどんどん再開発も進むことですので、大事になってきますので、ここら辺のあれは、さっき大野さんがおっしゃったようなことも含めて、もうちょっと何とか、まちのみどりを今度はみんなで育てようみたいな、昔は街路樹は、新宿は街路樹はいっぱい立派なやつがあるんですけれども、むしろこういう集合住宅のみどりをこれだけ努力されているわけですから、そこにこれからの問題ですけれども、何か援助の手を差し伸べたらいいのかなと思います。

斎藤会長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、今お諮りいたしましたことについて、原案どおりお認めいただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

斎藤会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き2件目の審議に進みたいと思います。

特別保護樹木の指定についてです。事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、本日２件目に御審議いただきます特別保護樹木の指定についてでございます。

資料４を御覧いただきたいと思います。

特別保護樹木は、保護樹木のうち、特に重要と認められる樹木を指定し、維持管理の支援を区が行っていくものでございます。

詳細につきまして、担当から御説明させていただきます。

事務局（城倉） それでは、特別保護樹木の指定についてお諮りをいたします。

まず保護樹木制度が施行されたのは昭和48年からで、もう50年ぐらい経過をしているところです。この保護樹木制度によって維持管理の相談に乗ったり、区が維持管理費用の一部を助成するような支援を行って、現在に至っています。

その後、平成22年に保護樹木の中でも特に貴重と認められる巨木や名木ついて、これまでに以上に保護、育成を図り、末永く保存していくために特別保護樹木制度というのを追加制定をいたしました。

一般的に、巨樹、巨木と言われている樹木は、いろんな考え方があるかもしれませんが、幹周が３メートル以上の樹木を指していると思われます。現在、新宿区において特別保護樹木に指定されている樹木は、新宿の原町にあります幸國寺というお寺のイチョウ２本です。これは平成22年に保護樹木から格上げをして、特別保護樹木に指定されました。

このイチョウは、区指定の天然記念物にも指定されています。この２本のイチョウの幹回りは4.65メートル、もう一本は4.59メートルと、いずれも４メートルを超えている立派な樹木です。

その後、その翌年、平成23年に下落合にある薬王院というお寺にあるケヤキの木、これを１本、特別保護樹木に指定したのですが、先ほどもちょっとお話ししたキクイムシの被害に遭いまして、平成29年に枯死をしてしまいました。

現在は、この幸國寺のイチョウ２本だけ、特別保護樹木に指定されている状況になっています。

新宿区の保護樹木は1,300数十本ありますが、その中でも幹回りが３メートルを超えるものが約59本存在をしています。その中でももっと大きいもの、この幸國寺のイチョウを含めて４メートルを超える樹木が８本あります。ただ、現状では５メートルを超えるものはないのですけれども、一応４メートル台の樹木が８本あります。

今後、幹回りの大きな樹木全てを保護樹木に指定するということではなく、幾つかの条件

の下に、特に保護する必要があるというものについて、特別保護樹木に指定していきたいと考えております。

今回お諮りする特別保護樹木に指定したいという樹木ですけれども、高田馬場のお寺にあるクロマツです。この樹木は、高さ15メートル、幹回りは3.74メートルあります。区内では、分かっている限りでは一番大きなクロマツだと考えられます。また、幾つかの古い資料もあるので、その資料を見渡しても、東京都内においても有数の幹回りのクロマツだと考えられます。

所有者によりますと、このクロマツの樹齢は約600年だと、確固たる根拠はないのですけれども、600年ほどだそうです。このお寺の敷地内には、このクロマツを含め15本の保護樹木があり、その中でも特にこのクロマツを大事にしているというふうにしておっしゃってありました。

このクロマツの、写真では写っていないのですけれども、右側に何か昔の建物で、結構由緒があるようなのですけれども、松が大きくなるに従って屋根にかかってしまうということで、クロマツをどうにかするのではなくて、貴重な建物の屋根を削るというような対策をするほど、クロマツのほうを大事にされているというようなことをおっしゃっていました。

ちょっとあまり大きそうに見えないんですけれども、区で所有しているカメラだと、なかなか臨場感が出ないというか、広角レンズがないのですけれども、かなり立派な樹木です。道路際にあればもっと分かるのですけれども、一応山門に入った奥にあるので、なかなか大きさとしては把握しづらいのですけれども、現物を見ますと相当立派な樹木になっています。

今回、この保護樹木を特別保護樹木に指定していただきまして、なお一層この樹木の維持管理に協力したいと考えています。それとともに、今、特別保護樹木について、保護樹木より幾らか助成金にしても維持管理についても助成のポイントが高い点があるのですけれども、それでもまだ全然足りないので、もう少し特別保護樹木について、いろいろな施策ですとか助成金ですとかということがもっとできるようなことを今後検討していきたいと思っています。

以上です。

斎藤会長 ありがとうございました。

ただいまの特別保護樹木の指定1本について、審議したいと思います。

御質問や御意見等ありましたら、お願いいたします。

吉川委員、お願いいたします。

吉川委員 特別保護樹木の指定、御苦労さまでした。大変関心を持ってお話を聞かせていただきましたが、最後のお話の部分ですね。やはりそれなりにお手当をやる、特別がつくんですからね。特別がついたら、やっぱり特別手当ですね、普通から言えば、そうでしょう。

ですので、その点について、やはり今まで以上に審議して上乗せする必要性があるんじゃないのかな。だからこそ、特別指定になるわけでございますので、それが通例だと思いますので、その点について、皆さんはどういうお考えなのかお聞きしたいと思います。私は、指定するなら指定するなりに、やはり支援の内容を手厚くすべきだと思います。

以上でございます。

斎藤会長 先程の説明では、特別保護樹木に対する支援策もいろいろ検討しているということでしたが、事務局いかがでしょうか。

事務局（城倉） 応援ありがとうございます。

今は、ほかの保護樹木とほぼ同様に1本当たり幾らとなっているのですが、特別保護樹木については別枠で助成金を出すだとか、維持管理等の支援をもっと充実させていくだとかということを考えています。

ただ、予算当局との話し合いもありますので、なかなか予算を増やしていただくことは難しいのですが、何とかやりくりをしながら、そういう方策を考えていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

吉川委員 予算が取れないなら、審議会全員の意見だと言ってくださいよ。

事務局（城倉） はい、分かりました。

吉川委員 お願いいたします。

斎藤会長 ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。

山崎委員、お願いします。

山崎委員 お話ありがとうございます。

先ほどの保護樹木のところから、保護樹木制度は何か年金に近いのかなというふうに自分は感じて、特に詳しい知識もないので、ちょっと置き換えると年金に近くて、先ほど椎名委員がおっしゃっていた、植物なので枯れるというところが、自分の中ではどうしても樹木は半永久的に育っていくものだという何か錯覚があって、そこでやっぱり前提としては、枯れるものであるというところが、もしかしたらこれは最後のフィナーレに向かっていくというか人の年金制度に近いのかなと思って聞いていたんです。

だから、どちらかというと、この保護樹木制度を受けた所有者の方は少し安心してしまふのかなと思って、どちらかというと、さらに手入れしていくという方もいる一方で、何かどこか、ふと安心があつて、いつの間にか枯れてしまった方というのもいらっしゃるのかなという気もしないでもないで、その意識が大切なのかなと思った中で、先ほどの特別保護樹木制度という、さらに上があるんだと、これは何に置き換えて考えたらいいのかなと思いながら……、全然ぱっと思いつくものはないんですけれども、きっと何か所有者の方の気持ちというのがすごく変わって、そこに指定されなくても、何かもっともっと大切にしていきたいという気持ちにつながるのかなと思いました。

ありがとうございます。

斎藤会長 ありがとうございます。

考えてもいなかった視点での率直な御意見ありがとうございます。

椎名委員、お願いします。

椎名委員 このクロマツは立派な木ですね。都内にはクロマツは、例えば皇居前広場に大きいのがいっぱいあります。浜離宮庭園にも樹齢300年のクロマツがありますが、大体手入れがされているんですよね。ところがこの木は自然木ですね。我々は野木と呼んでいますけれども、自然木でこれだけ茂っているのは非常に貴重だと思います。クロマツの本来の樹形がよく出ています。そういう点では貴重なものだと思います。住職が替わると木の管理の仕方なども変わるのかなという心配はありますけれども、自然木であるということが結構売りですよ。巨木の基準も満たしていますけれども。

それで、例えばドローンか何かで定点観測でデータを出して、特別保護樹木ですので、きちっと定期的に観測をするみたいな仕組みとか、それからドローンじゃなくても、例えば枝幅を東西南北で測っておくとか、そういうデータも、高さは15メートルとありましたけれども、ここの指定件数のところにはちょっと出ていないので、やっぱり地域のランドマークだったら高さというのは非常に大きいと思いますので、そこら辺も、この指定要件とは言わないけれども、特別保護樹木のデータみたいなものとして残されて、それで御住職などが分かるように、どういうふうに変化していくか分かるようにしてあげたら、関心も増すのではないかと思います。

以上です。

斎藤会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。山本副会長。

山本副会長 山本です。

この特別保護樹木制度の中の指定の基準を見ると、資料4にある4つの観点から、樹木を救っていこうということを考えているというか、その基準が示されています。中でも、地域の象徴となっているという2つ目の基準には、なかなか難しさがあると思います。

区役所の担当者の方は地域の事情をよく御存知で、地域の象徴なんだろうという理解もあるかとは思いますが、一方で、よく緑地整備に対して補助が出る場合に、道からよく見えることが条件になっていることがあったりします。新宿区の場合、もともと緑地の面積そのものが少ないので、とにかくあればいいというようなスタンスもあるかとは思いますが、一方で、道からよく見えることが、すなわち地域の象徴に近い基準になるのではないかと思いますので、そういう条件をつけておくのもよいことではないかなと思います。

以上です。

斎藤会長 制度の内容に関する御意見ですね。

ふと今思ったんですが、資料4の裏面にも写真がありますけれども、これは資料3と同様に回収資料じゃなくてよろしいですか。

みどり公園課長 資料4のほうは大丈夫です。ありがとうございます。

斎藤会長 分かりました。なかなか立派な木ですね。

大野委員、お願いいたします。

大野委員 大野です。

椎名委員がおっしゃっていたように、私も東京でこれだけの自然樹形のクロマツで大木というのは、かなり珍しいなと思います。ですが、松くい虫が入ると急に枯れるということはよくあるんですけれども、今お寺さんがこれをどういう管理というか、病虫害対策とか消毒とかいうのは定期的にされてきて、こうやって残っているのか、本当に何も手入れをせずに自然樹形のまま伸びている松なのか、その辺はいかがなんでしょうか。

あと加えて、これだけ大きな樹木で本当に600年だとすると、種子から次の苗木を用意しておくとか保存しておくということもしてもいいんじゃないかなと、ちょっと思いました。

事務局（城倉） そこまで詳しく住職から聞いていないのですが、これだけ大きいと多分消毒はできないと思います。ただ、剪定はしたいとおっしゃっていましたので、特別保護樹木になれば少し枝を切らないと、屋根だったり境内だったりに影響がしてくるのかなというところはあるので、その辺は難しい判断かなと思います。

剪定するにしても、先端のほうまで登っていかないと機械、要するに高所作業車とかクレ

ーンとかがお寺の境内に入れられないんですね。だから、剪定をやるにしても結構難しい問題かなというところが1つあります。

新宿区に残っている大きなクロマツは、保護樹木はあと何本かあるのですけれども、今のところ、少し下火になってきたとはいえ、松くい虫の被害には遭っていない状況です。

斎藤会長 ありがとうございます。

椎名委員どうぞ。

椎名委員 すみません、何回も。

このクロマツは松くい虫の防除はやっているのかな。

事務局（城倉） やっていません。

椎名委員 やっていない。それはやったほうがいいですね。

事務局（城倉） 指定されれば、区はいろいろ補助ができるので。

椎名委員 樹幹注入剤というのがありまして、多くの公園などではほとんどやっているんですよ。定期的に樹幹注入はやっていきますので、もしこのクロマツが指定になったら、それは区のほうでやってあげたほうがいいし、それを定期的にやる必要があると思います。

松くい虫の被害というのは、今すごく多いですから。ただ、周りに松の木がいっぱいないと、あまりうつらないです。皇居前広場なんて周りが全部ビルだから案外と起きないんですね。浜離宮庭園なんかも起きていないですね。

というのは、要するに、マツノマダラカミキリというのが伝播してうつすわけですよ。ザイセンチュウを抱いてきて、若芽を食べたときにザイセンチュウをそこに放つとか、置いていく。それが幹の中に入りますけれども、それを駆除するために樹幹注入剤で薬が全部行き渡るとザイセンチュウを駆除しますので、それは指定したら定期的にやったほうがいいですね。特別保護樹木であれば、ぜひそれはお願いしたいですね。

斎藤会長 これをきっかけによく御相談されてケアしていただくということなのかと思います。ほかによろしいでしょうか。

審議ということで、この特別保護樹木の指定については原案どおりお認めいただくということによろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

斎藤会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き3件目の審議に入りたいと思います。

みどり公園基金の処分についてです。事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、本日３件目に御審議いただきますみどり公園基金の処分について御説明させていただきます。

資料のほうは資料５と、それから８のほうを御参照いただきたいと思います。

みどり公園基金は、区内のみどりの創出、保全及び公園等の充実に資するため公園・緑地などの土地の取得、公園等の建設・改修に活用しているところでございます。また、みどり公園基金の処分につきましては、当審議会の審議事項となっております。

おおむね10年間では、区立おとめ山公園の用地買収、それから工事整備の一部、そして新宿中央公園の整備工事の一部に基金を活用しているところでございます。

今回は、新宿中央公園におけます「花のもり」等の整備工事費の一部で基金を活用するために、基金の一部の取崩しの必要がございます。こうした背景から、御審議をいただきたいと思います。

詳細につきましては、担当のほうから御説明させていただきます。

事務局（内山） 公園計画係の内山と申します。よろしくお願いいたします。

まずは資料５を御覧ください。

今回、新宿中央公園（花のもり等）整備工事を実施するに当たり、基金の一部を取り崩します。現在の基金残高は３億6,827万6,941円です。今回の花のもり等整備工事では、令和６年度と７年度の２か年での工事を予定しており、令和６年度に2,170万円、令和７年度に3,254万5,000円、計5,424万5,000円の基金を取り崩し、整備工事を実施する予定です。

参考までに、基金を活用する工事の全体予定額は、令和６年度と令和７年度の合計で２億8,554万5,000円、工事費の約19%にみどり公園基金を活用いたします。活用後の基金残高は３億1,403万1,941円となる見込みです。

それでは、新宿中央公園（花のもり等）整備工事について、パワーポイントのほうで説明させていただきますので、前の画面を御覧ください。

今回、新宿中央公園の整備は、新宿中央公園の魅力向上という事業に基づいて実施しております。その魅力向上の取組について説明いたします。

まず、説明の流れといたしましては、はじめに、新宿中央公園魅力向上推進プランの概要について説明し、次に、これまでの取組状況について説明します。最後に、本説明でメインとなります今年度から整備いたします花のもり、乳幼児等休憩施設の整備計画案について御説明いたします。

はじめに、新宿中央公園魅力向上推進プランの概要についてです。

本プランの目的といたしましては、区立公園最大の面積を誇る新宿中央公園について、公園の特色や西新宿をはじめとした新宿駅周辺の魅力を十分に生かし、憩いとにぎわいのある誰もが足を運びたくなる公園としていくことを目的としています。

そして、新宿中央公園の将来像として、だれもが誇りと愛着のもてる「憩い」と「賑わい」のセントラルパークとし、こちらの実現に向けて取り組んでいきます。

将来像の実現に向けて、次の3つの視点の下、具体的な取組を展開していきます。

1つ目に、西新宿ならではの「魅力」を活かす。西新宿は、様々な商業施設やオフィスが集積し、多くの人々が訪れるエリアです。また、超高層ビルが立ち並ぶ魅力的な都市景観も有しており、この特徴を生かした空間づくりを進め、公園の魅力向上を図っていきます。

2つ目に、地域の公園としての「魅力」を高める。新宿中央公園は、区立公園最大の面積を有するとともに、多くの地域住民に利用され親しまれている地域に身近な公園です。こうした役割をより充実させることで、地域の公園としての魅力を高めていきます。

3つ目、民の力を活用して「魅力」を創る。民間事業者のアイデア、ノウハウ、資金の活用など公民連携を推進して、公園利用者に質の高いサービスを提供することで、これまでの新宿中央公園にはなかった新たな魅力をつくっていきます。

以上の視点の下、公園の魅力向上のための早期実現を目指す取組として、まずはじめに、北東側の入り口であるポケットパーク、芝生広場を整備し、交流拠点施設、眺望のもり、ちびっこ広場、西エリア入り口と整備し、公園の中央部分の整備を行いまして、園内の魅力ある空間を連続させて公園の骨格となる軸をつくり、人々の流れを生み出して園内に回遊性をつくっていきます。

以上が、新宿中央公園魅力向上推進プランの概要になります。

そして、続きまして、魅力向上に基づくこれまでの整備状況について、時系列に沿って説明いたします。

はじめに、令和2年7月に完成しました芝生広場及びポケットパークの整備についてです。

芝生広場及びポケットパークの整備エリアは、この画面の青い部分になります。芝生広場は、雄大な空と広大な芝生を楽しめる面積約8,500平方メートルの開放感あふれる都会のオアシスとして再生しました。利用者も多く、日常的に利用できる芝生空間となっています。また、こちらのポケットパークは開放的な空間にしまして、公園の視認性と利用者のアクセス向上を図りました。

続きまして、令和2年7月に開業した交流拠点施設「SHUKNOVA（シュクノバ）」

の整備についてです。

交流拠点施設の位置は、こちらの位置になります。こちらはP a r k－P F I（パークピーエフアイ）制度を活用し、民間事業者のアイデア、ノウハウを生かした整備となっております。カフェやレストランなど日常的に使われる施設となっております、公園の憩いとにぎわいの創出につながっております。

次に、令和3年3月に完成した眺望のもり等の整備についてです。

眺望のもり等の整備位置は、こちらになります。みどりの中で高層ビルが立ち並ぶ魅力的な都市景観を楽しむエリアとなっております。また、こちらの新宿白糸の滝には景観照明を設置しまして、様々な色彩で滝面を演出することで、公園の新たな魅力を創出しています。

次に、令和4年10月に完成しましたちびっこ広場の再整備についてです。

ちびっこ広場の整備エリアは、こちらの位置になります。乳幼児専用遊び場やインクルーシブの視点を取り入れた遊具の新設、大型滑り台の再整備などを行い、誰もが楽しめる遊び場づくりを目指しました。また、公園南西角には、公園の新たな顔となる開放的なエントランスを整備し、公園の利便性向上を図るため、公園利用者専用自転車駐輪場も新設しました。完成した際には記念式典も実施し、利用者も多く大変人気の施設となっております。

次に、同じく令和4年10月に完成した案内サインの設置です。

案内サインは、園内に27基設置しました。写真のように、公園全体の分かりやすさの向上と各エリアの整備により誕生した魅力スポットの周知を図っています。

最後に、昨年度末に完成しました公園利用者専用自転車駐輪場の整備になります。

自転車駐輪場については、北東側入り口と北西側入り口の2か所に整備いたしました。北東側については約140台、北西側については約60台、計200台の駐輪スペースを確保いたしました。駐輪場整備前は、この写真のようにポケットパークに自転車があふれ返るような状況だったんですけれども、できた後は改善されまして、開放感のあるエントランス空間になりました。

以上が、これまでの整備の取組になります。

次からが、今年度から整備予定である花のもり、乳幼児等休憩施設の整備計画についてでございます。

はじめに、花のもりの整備計画案について、説明いたします。

花のもりの整備位置ですが、新宿中央公園の中央に位置し、現在区民の森となっているこちらのエリアとなります。

まずはじめに、こちらのエリアの現状と課題について説明いたします。

まず現状となります。赤く囲った部分が今回の整備範囲になりまして、現在この場所には、富士見台ですとかランチコーナー、トイレなどの施設や新宿中央公園の管理事務所もあります。また、立地として新宿中央公園の中央に位置しておりまして、また都庁にも隣接しているため、虹の橋を渡って公園に来られる方も多くいます。

また、タカトオコヒガンザクラの桜類ですとかバルブガーデンなんかもありまして、公園利用者も多くいる空間なんですけれども、植栽や園路など現在の状況に課題もあります。

では、課題について説明します。

まず植栽における課題です。現在、花のもりの整備区域内にある植栽については、例えばこの写真のように密植されておりまして、うっそうとしたイメージですとか暗い印象を与えています。また、大きく育った樹木の樹幹の下などに生育状況がよくない樹木が存在し、見通しの悪さであったり、生育が悪いため樹木内に空洞ができたり、菌に侵されたりする現状があります。

また、樹木が密に植わっており、樹幹の下に生える植物が生育できず裸地化した植え込み地があったり、樹木の根が伸び過ぎてしまっていて園路上まで出てきてしまい、バリアフリー上支障となる樹木があったりする現状があります。

次に、園路についての課題です。

まず、現在の状況について、この虹の橋からアクセスできる園路については勾配がきつくなっていたり、また、公園大橋につながる園路についても、きつい勾配であったり段差があったりと、バリアフリー化が必要な状況となっています。

また、眺望のもりから公園大橋に向かう園路は、狭い幅員になっていたり老朽化し魅力に欠ける円形広場の現状となっていたりと課題が存在しています。そのため、これらの課題解決が必要な現状となっています。一方で、現在植わっているタカトオコヒガンザクラですとか、指定管理者にて実施しているバルブガーデンなど魅力的な取組も行われております。

このような魅力ある取組を引き続き実施しながら、先ほど説明した課題解決を図るために整備工事を実施してまいります。

以上の現状、課題を踏まえまして、整備計画案について御説明いたします。

本整備のコンセプトは、四季を通じて魅力的な花の名所となる「花のもり」の整備です。

整備方針としては、大きく2つあります。1つ目、花をはじめとした多彩な植物の魅力を活かした空間の整備。2つ目、ユニバーサルデザインの推進です。

はじめに、花をはじめとした多彩な植物の魅力を活かした空間の整備について説明いたします。

花のもり整備エリアの既存のみどりも生かしながら、植栽についてテーマごとにゾーン分けします。ゾーンについては、宿根草主体の花壇ゾーン、花木ゾーン、エントランスゾーン、紅葉ゾーン、四季の森ゾーン、法面ゾーンの6つのゾーンに分けて、それぞれ特色ある植栽を計画していきます。

では、ゾーンごとに紹介してまいります。

はじめに、宿根草主体の花壇ゾーンになります。

こちらは、宿根草、冬を越して毎年花を咲かせる植物を主体にした植物の四季それぞれを楽しむことができる新たな花壇空間として整備します。整備イメージとしては、写真のようになります。春や夏の季節に合わせて咲く花や秋冬の枯れた姿を含めて楽しんでいただける空間とする予定です。また、様々な色や形の花や葉を楽しめるような植物も植えていきます。こちらのゾーンを花のもり整備における植栽のメイン空間として展開していく計画としています。

次に、花木ゾーンです。

このゾーンは、花が咲く高木を主体に、多種多様な植栽で彩る空間として整備します。整備イメージの写真のように、桜、梅、ハナモモなど花木による季節感の演出を行っていきます。現在植わっているサクラ類も併せて花木を楽しめる空間としていく予定です。

次に、エントランスゾーンについてです。

花のもり整備エリアに入る入り口においては、花壇や花木において入り口を演出します。整備イメージのように、花のもりエリアに入ると、まず花の魅力を身近に感じられるようにしていきます。

次に、紅葉ゾーンです。

こちらは、美しい紅葉を楽しめる空間として整備していきます。現在も、秋にはイロハモミジの紅葉を見ることができますが、紅葉する樹種を充実させて紅葉が楽しめるエリアとしての魅力を高めていきます。

次に、四季の森ゾーンについてです。

既存の樹木、雑木林を生かしつつ、四季のみどりの変化を楽しむことができる空間として整備します。イメージのように、現在植わっている樹木は生かしつつ、チューリップなどの球根植物によるバルブガーデンを展開したりしていきます。

最後に、法面ゾーンです。

このゾーンは、公園の外から見ても楽しめるみどりの創出を行っていきます。

続いて、整備後のイメージスケッチについて紹介します。

まずは、宿根草主体の花壇ゾーンについてです。

こちらの写真は、矢印の方向から撮ったものになります。整備後はこんな形になります。バリアフリーに整備された園路の両側に宿根草主体の花壇を整備しまして、植物の四季それぞれを身近に楽しめるエリアとなる予定です。

次に、虹の橋から見た花のもりの整備イメージになります。

こちらの写真は、虹の橋から花のもりの中を見たときの写真になります。整備後は、ちょっと表現し切れていないんですけども、入るとまず花壇があったり、花木等で彩る空間が見えたり、また見通しも改善されまして、中まで見えるようになったりする計画としております。

以上が、花をはじめとした多彩な植物の魅力を活かした空間の整備についての説明になります。

次に、ユニバーサルデザインの推進、その他の整備についてです。

先ほど課題と現状でも説明しました勾配のきつい園路の一部ですとか階段については、バリアフリー化を図りまして、歩きやすい舗装といたします。あわせて、散策路の整備ですとか円形広場の再整備、また既存の富士見台トイレの内部改修をし、全ての個室を洋式トイレ化します。

では、具体的に説明します。

まず、園路のバリアフリー化についてです。

園路上の急な勾配ですとか階段の一部については、スロープ化し改善いたします。また、園路の段差を解消するとともに、主要園路の幅員を広げます。不陸や段差のない歩きやすい舗装にしていきます。

次に、その他の整備といたしまして、植物と親しめる空間となるよう植え込み地内に散策路を設けます。また、老朽化し、魅力に欠ける円形広場を「憩い」と「賑わい」の拠点として再整備いたします。あわせて、花のもりエリア内のベンチの数を増やすなど、公園利用者が快適に過ごせるよう休憩施設の充実も行っていきます。

最後に、整備前後の比較図について説明いたします。

こちらの図は、花のもりの整備エリアを上から見た図で、緑の丸が樹木、黄緑で塗って

るところが低木類、ピンクのドットが花壇を表しています。

現在、この図のように樹木が植わっているんですけれども、課題で説明しました生育状況のよくない樹木ですとか、バリアフリー上支障となる樹木約130本程度の伐採を予定しております。

そして、整備後の図はこのようになります。緑陰にあまり影響はしてこないんですけれども、伐採後は、生育条件や日照条件が改善されたところに宿根草主体の花壇を植えたりですとか花木を新植したり花壇の整備を行うなどし、四季を通じて魅力的な花の名所となる整備を行っていきます。

以上が花のものの整備についての計画となります。

次に、乳幼児等休憩施設について説明いたします。

これまでの取組でも説明しましたちびっこ広場についてですが、写真のように乳幼児専用遊び場やインクルーシブの視点を取り入れた遊具などを設置し、多くの利用者で大変にぎわっております。そのため、ユニバーサルデザインのさらなる推進を図り、誰もが楽しめる空間としての魅力を高めるため、新たに乳幼児等休憩施設を設置します。

設置予定箇所は、フットサル施設の横のこちらのスペースを計画しています。

乳幼児等休憩施設に設置する設備概要については、次のとおりです。授乳やおむつ替え、着替えができる部屋の設置、障害のある方の着替えにも利用できるユニバーサルシートの設置、調乳設備ですとか冷暖房設備の設置、バリアフリースイレの新設、また倉庫を設置し、非常用トイレ袋を備蓄するなどを実施し、ちびっこ広場の魅力をさらに高めてまいります。

最後に、工事期間についてです。

整備工事としては、令和6年10月から令和8年1月までの2か年での工事を予定しております。

本工事にみどり公園基金を活用いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

説明は以上になります。斎藤会長、よろしくお願いします。

斎藤会長 ありがとうございます。

それでは、みどり公園基金の処分について、御質問、御意見等あればお願いいたします。

池邊委員、お願いします。

池邊委員 御説明ありがとうございました。

今、公園だけのお話があったんですけれども、私も所属している西新宿エリア全体が今リニューアルをしようとしているという話が前提としてもしあれば、今回の委員の方々にも少

し共有していただけたらとお話しします。

皆さん、例えば池袋駅の周りも公園が4つできまして、南池袋公園をはじめとして非常に池袋のイメージが変わったというのも御存じかもしれません。また、渋谷のほうも、今はまだ整備はされていませんが、公園通りのほうも今後、いろんな形で案を募集したりして、また違った感じの魅力ある施設として変わっていくということがあります。

やはり新宿は、皆さん御存じのように、東京で一番乗降客が多い駅でありながら、なかなか新宿中央公園まで外国人や、あるいは日本人であっても、そこまで足を伸ばしていただけなかったという現状があります。

先ほどお話のあった民間の施設ができたことによって、かなり多くの方が足を運んでくれるようになりました。また、今後は都庁をはじめ京王プラザホテル、それから両側の三井ビル、住友ビルなど関連する、あと皆さんよく御存じの駅から行く地下道は、暗くてちょっとあまりいいイメージじゃないかもしれませんが、そこもまだ長期的な話ですけれども、全面的に改修して明るいイメージとなりますので、そういった意味でも、この公園がより多くの方に足を運んでいただけるものとなる必要があります。

また、皆さん、例えば立川の昭和記念公園とかも、立川駅前にあれだけの広場ができたことによって、立川の地価をはじめ、オフィスビルとか立川のまちが大分変わったというイメージは御存じかもしれませんが、そういった意味でも、公園というのは、以前の新宿中央公園は、東京都から新宿区に移管する前は、私が子供の頃は痴漢が多くて、暗いイメージがありました。

それから、こちらの審議会でも、たしか48本のケヤキを切るという審議があって、先ほど御説明があった芝生広場なんかも、そういうケヤキを伐採して、その結果として多くの区民をはじめ、多くの都民の方に親しまれるところになったかと思います。

そういった意味で、今回の整備の重要性というのは、新宿の一大メインの施設となり得るかかどうかというところで、非常に大きな意味合いがあると思っております。

基金というのは、前は、おとめ山公園ということで、どちらかというと危機があるとか、あるいは予期しないようなことに対して使ったということで、今回この整備のことがどのくらい今日の審議会の委員の皆様、そして多くの区民の方が基金を取り崩すということに対して意義を見いだしていただけるかどうかというのは、非常に大きな話だと思いますが、新宿が東京都内の中でも、ほかの地区にも勝る力を持つ一つの要素として、花というのが非常に力を持つと思います。

例えば、茨城県の国営ひたち海浜公園は、昔はネモフィラとコキアがないときには、もう無味閑散とした砂丘の公園だったんですけれども、コキアとネモフィラができたことによって、50万人とかそういう人数の集客ができるまでにもなって、海外にも有名になりました。

そういった意味も含めて、この新宿中央公園の整備の意義というのをぜひ皆さんにも知っていただきたいと思って、ちょっと補足という形でお話しさせていただきました。

以上でございます。

斎藤会長 ありがとうございます。

具体的な工事の概要というよりは、上から見た全体のことをもう少し共有してもらったほうが、基金の処分という意味では、皆さんに分かりやすいのではないかということだと思うのですけれども、事務局のほうはいかがでしょうか。

池邊委員 ただの公園の整備だけだったら、なぜその基金なのかという、新宿区で出せないのかとか東京都から補助はないのかとか、そういうようなお話になってしまうと思うので、ぜひ基金の取崩しをする意義みたいなところを、少し説明文みたいなものがあつたらいいかなと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

斎藤会長 事務局、いかがでしょうか。

事務局（天井） 公園計画係長の天井と申します。

池邊委員、ありがとうございます。先ほど冒頭にも説明したみたいに、今、新宿中央公園の整備というのは、平成29年9月につくった新宿中央公園魅力向上推進プラン、これに基づいているんですけれども、もうこのとき既に、新宿の街の魅力というのが相対的に低下しているのではないかという話もありまして、既に当時、新宿駅周辺地域のまちづくりガイドラインであるとか、あるいは新宿の新たなまちづくりといったようなものをつくったりというような背景がありましたので、新宿中央公園魅力向上推進プラン作成に当たっても、まず公園の魅力をつくるということは1つ大事なんですけれども、その魅力が西新宿のまち、ひいては新宿のまちの魅力につながっていくようにということで、要するに、西新宿のまちで新宿駅が一つの核だとすると、新宿中央公園がもう一つの核だというような発想の下で、人の流れをどうつくっていくのかといったことも視野に入れて、魅力向上推進プランというのを作成しております。

さらに、令和5年3月につくられた西新宿地区再整備方針、こちらの中でも今後、駅から新宿中央公園に行く4号街路といったものが人中心の道になっていくということの中で、引き続き新宿中央公園というのがまちの中で果たす役割というのは、非常に大きくなってくる

のではないのかなというふうに思っております。

特に今回整備する花のもりというエリアは、都庁とつながっているところになりまして、実は都庁のほうでも、いろいろもう少し、利用者の方にとって使いやすい広場であったりというようなことで計画をして、これから整備を進めていくという話も聞いておりますので、そういった意味でも、都庁側と一体になって利用できるということから、非常に魅力的な場所になっていくのではないかと考えております。

基金につきましては、新宿区では、これまでおとめ山公園とか新宿中央公園という、特に区として非常に力を入れていかなければいけない公園のほうに使っております。基金の意義とかを考えましても、こういった引き続き新宿区としてぜひやっていきたい公園事業、こういったものに活用を図っていきたいと考えております。

さらには、今回は花というテーマで、非常に花は皆さん大好きで、季節になるといろいろニュースとかでも、この花が咲いて人が集まって写真を撮っているというような状況になっております。今回整備するエリアは、先ほどもありましたけれども、タクトオコヒガンザクラが植わっているんですけれども、それ以外でも大久保つつじであったりとか、明治の頃、銀世界という梅園がありまして、それに由来する梅も植わっていたりということで、非常に地域性のある植栽が植わっております。

さらに、最近、指定管理者のほうで球根を使った花畑であるバルブガーデンということをやっております、これも実は季節ごとに皆さん非常に足を止めて写真を撮っていたりというような状況がありますので、既に一定程度、花の空間としての魅力を有する中で、さらに今回このような整備をすることで、ここをさらに花の魅力のある場所として定着させて、新宿中央公園の新たな魅力にしていきたいなと考えているところです。

斎藤会長 いかがでしょうか。

事務局、お願いします。

みどり公園課長 私のほうから、今、魅力向上推進プランでどれだけ効果があったかということ、利用者の観点から一言だけ御説明したいと思います。

こうした利用者が非常に増えています。1つは、今、電動自転車なんかがありまして、近隣区からたくさんの方が自転車で来るようになりました。先ほどもありましたように、駐輪場がパンクしてしまいまして、昨年度新たに200台分の駐輪場を新たに増設したということです。

それから、外国からのお客様が非常に増えております。新宿中央公園の中に飲食のそい

う施設をつくったんですけれども、そこの午前中のモーニングとかランチのお客様の80%は外国人です。

それから、ちびっこ広場と言って子供が遊ぶスペースを整備したということも御説明したんですけれども、休日にはブランコに乗るために行列ができていているという、そういう状況です。

私どもは、こうした状況というのが全然予測できなかったんですけれども、そうしたことも踏まえて、今後どういうふうに整備していくかということは、まだ課題というふうに捉えているところでございます。

すみません、長くなりましたけれども、そういう状況でございます。

斎藤会長 ありがとうございます。

吉川委員。

吉川委員 今、お話がありましたとおり、新宿中央公園の改善を進めているということで、私どもの地域でも団体で見学させていただいたり、また、この前はこの公園でお祭りがございまして、何祭りと言いましたかな、そのときびっくりしたのは、見学に来てくださる方が今までにない人数なんですね。

それで、どういう方が多いか観察してみましたら、外国の方が多いんですね。皆さんでお話ししたんですが、観光客のお客様でもないみたいなんですね。僕の友達なんかは、これはもったいないというので、見学に来てくださっている方と直接会話ししたんです。君たちよく来ているけれども何でかと聞いたら、こんなに立派な公園なので、国へ帰ったら話をしたいんだと、伝えたいというんですよ。新宿中央公園というのは、これだけ立派になって、しかもイベントもこんなにやって、僕は見学に来ているんだけれども、帰ったら国にお伝えしたいから来ているんだというようなことでした。ただ、見学客は新宿中央公園を訪れるだけじゃなくて、本当に楽しみたいという方、またイベントも楽しみたいというお客様、自分が楽しむだけでなく、帰ったら伝えたいというような、そういう方が多いということを知ってびっくりして、一つの新しい情報として共有したわけでございます。

イベントのときに誰が多いのかと、びっくりして、外国の方が多いんです。区民と同じぐらいの数の方が来て、しかも熱心に見ているんですね。お話ししようとするんですね。これはびっくりしまして変わってきたということと。

ただ、1つは新宿中央公園は広いので、広い中に段差が多いんですよ。上ったり下ったり、階段を降りたり。それで今、幼いお子様、幼児の方、これはよく分かります。乳母車で

来ますと、お母様もお父様もあまり段差があると大変ですから。

それと、もう一つは年寄りの方にもっと利用していただきたい。今見ていると、若い方が多い。子供も幼児も多い。年寄りの方が少ない。なぜかという、段差が多いからだと思いますね。年寄りは転んだらおしまいです。転んだら、もうそれで治療に時間がかかってしまって、それでももう再起できないかもしれない。だから、新宿中央公園は遠慮しちゃうんです。段差があるから、坂があるから、あんなに魅力的な公園なのに。だから、予算に入っているんですね。それはもう、国や都の補助はあてにしないで基金から、ぜひお願いしたいと思いますよ、いや本当に。

転んだらおしまいなんですよ、我々は。もうそれで治療にかかっちゃって。だからもう、段差はぜひ解消して、今言ったように、外国の方が少ないんじゃないくて多くなっているんです。それは何かというと、やっぱり研究してもっと広がるような方法を取るべきだと思いますよね。ちょっとそんなようなことを感じましたので、私の感じますのは、私も年寄りの一人ですので、段差の少ない公園をまずお願いしたいと思います。

以上でございます。よろしく。

斎藤会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。渡辺委員、お願いします。

渡辺委員 最初につくられた頃は、多分、区民のための憩いの場としてつくったと思うんですね。先ほど御説明で、今はセントラルパークという感じになったということ、それはすばらしいことと思います。

私は二、三点、ちょっとお聞きしたいことがありますけれども、警備の点で今まで何か起こったことはございませんでしょうか。それから、開園時間、それも私たちは知らないので教えてください。

もう一つ、利用度ですね。私は神楽坂のほうに住んでおりますので、新宿中央公園のPRが意外と行き届いていないと思うんですね。私は地域の方と二、三回行ってみました。地域でも話題になったことはないんですね。ですから、新宿中央公園の魅力をもうちょっと隅々まで、西新宿だけでなくPRすることも大事だと思っております。それから、あと小学生とか幼稚園の児童さんたちが集団でいらっしゃることはあるんでしょうか。引率されて、そういう、せっかくあれだけのものがあるんだから、利用しないともったいない感じもいたします。

それと、もう一つ、何か災害があったときに、災害の拠点として役に立つことができるん

でしょうか。先ほど吉川さんもおっしゃいましたけれども、段差というより手すりをつけていただくと、すごく私なんかはありがたいです。

その何点か、すみません。お願いいたします。

私も基金をお使いになることは大賛成です。必要なところに必要な資金を投入すること、それはすばらしいことと思っております。

斎藤会長 いかがでしょうか、事務局。

みどり公園課長 では、私のほうから幾つか御質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

まず1番目の警備上何か問題があったかということでございます。新宿中央公園につきましては、24時間、警備員が巡回しておりまして、こうした事故の防止ですとか犯罪の防止に努めているところです。大きな犯罪とかはないんですけれども、やっぱりお客様の不正利用等については注意させていただきますので、そうしたところは日常的にあるかなと思っております。

2番目の開園時間でございますけれども、こちらは24時間開放しているところでございます。365日お休みなしというところでございます。

それから、利用についてでございます。PRが行き届いていないんじゃないかということで、これは私どもの反省点だと思っております。今後、今SNSですとか、そうした新たなメディアを使いながら新宿中央公園の魅力をより多くの方に知っていただきたいと、そういうことで努めていきたいと思っております。

それから、集団利用ということでございますけれども、こちらにつきましては幼稚園の方ですとか小さいお子さんなんかがお散歩ですとか、あと区外からも遠足ですとか社会科見学とかでお昼なんかも食べて利用していただいているところです。ほかにもいろんな団体の方が様々な利用をしていただいているところでございます。

それから、災害についての位置づけということでございますけれども、新宿中央公園は東京都のほうで広域避難場所に指定されております。これは大震災、大きな地震なんかがあったときに、周辺の高層ビル等でお勤めの方等が一時的に避難してくる、火災から逃れるようにということで位置づけられております。新宿中央公園の中には、災害時にも使えるトイレですとか、そうした防災の施設もたくさんございますので、そうしたときには御利用というか活躍できるんじゃないかと思っております。

それから、最後のバリアフリーにつきましては、今回の花のもりの整備工事の中でも大き

な課題の一つとして捉えております。先ほどの段差の解消ということでございましたけれども、誰もが円滑に安全・安心で利用できるということは公園として最大であり、絶対の条件だと思っております。今後もバリアフリー化ということに取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

斎藤会長 ありがとうございます。

山内委員、お願いいたします。

山内委員 私は建築士事務所協会から派遣されて今回参加しているんですけども、建築士という観点から質問と意見を申し上げさせていただきたいと思っています。

また、私は3人の乳幼児を含めた子供を持つ親としてちょっと感じたんですけども、ちびっこ広場のエリアに、駐輪場がとても遠いなど。私も親として子供と公園に遊びに行くときに、子供が乗せられるような自転車に乗せていくことがほとんどなんですけれども、今回のこの整備の状況を見ると、一番遠いところに駐輪場があり、私は親として、悪いけれども、ちびっこ広場のところまで自転車で子供を乗せて駐輪を、本当は駐輪場にしないところを、いけないところを公園の近くに駐輪して子供を遊ばせてしまう、もしくはベビーカーもそうですね。駐輪場にベビーカー置場があるのかどうか分かりませんが、同様に一番必要なのに駐輪場がないなというのをちょっと感じました。

そういう意味では、このちびっこ広場はもう整備済みなので、今回整備予定をしている幼児等休憩施設の周りに、ベビーカー及び子供たちを乗せてきた駐輪ができるようなスペースを新たに設けていただけたら一番いいんじゃないかなというのを、建築士としては感じました。

あと2点目なんですけれども、今回のというか全体の公園の中で、非常に素晴らしい公園なんですけれども、私も小学校で野球をやっているような子供を持つ親としては、バットやボールを使って、サッカーなり野球なりができるような施設がこの公園の中には存在するのにかちょっと分からないんですが、多分普通に考えると、ボールやバットを使った遊びというのは、この公園ではできなさそうな気がするんですね。

そういう意味では、バットやボールが使えるようなゲージ、金網というかゲージと私たち親では呼んでいるんですけども、ゲージの施設があると、そういった子供たち、特に最近では野球も少し人気が出てきましたし、サッカーはとても人気があるので、ボールやバットを使って遊べるようなエリア、もしくは施設があるといいんじゃないかなというのを建築

士及び子供を持つ親としては感じました。

斎藤会長 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

事務局（天井） ありがとうございます。それでは、お答えします。

今、ちびっこ広場の自転車置場の話があったと思うんですけれども、ちびっこ広場は令和3年度から4年度に大々的に再整備したときに、駐輪場も実は整備しております。場所なんですけれども、この辺りに大体130台から140台ぐらい止められる右の写真のような駐輪場をつくっております、既にご利用いただいているところになります。

新しく今度できる乳幼児等休憩施設というのもあの辺りですので、ちびっこ広場御利用の方は南側の駐輪場、今既にあるところをお使いいただければありがたいかなと思っております。

もう一つ、球技のできるというお話で、新宿中央公園の北西側にスポーツコーナーというのがございます。ここが実はゲージで囲われていまして、壁打ちテニスとかキャッチボールとかがやれる場所になっておりまして、これは恐らくかなり古い施設で、昭和50年代ぐらいにできた施設なんだと思うんですけれども、ものすごく大きいわけではないので、皆さん譲り合って使っていただいております、非常に多くの方に利用されているところがあるので、現時点では、そこをお使いいただいて球技をやっていただくといったような形になるかと思っております。

山内委員 ありがとうございます。

整備されているということで安心しました。

斎藤会長 ありがとうございます。

大体よろしいですか。伊藤委員どうぞ。

伊藤委員 花のもりの整備の内容についてなんですけれども、花のもりは、このエリアの中でさらにゾーニングがなされているかと思います。例えば紅葉ゾーンとか花木ゾーンというのは高木を中心に植えられていて、内部だけの話じゃなくて通りからの眺めとかほかのエリア、眺望のもりとかからの眺めとか、そういったところにも影響があるのかなということで、このエリアの何でここにこのゾーンなのかといったところの説明というのは、ちゃんと書かれたほうがいいのかというふうには思いました。

当然全体の動線もありますので、多分この花のもりの内部だけで完結する話ではないと思いますので、眺めへの影響とか、あとは高層ビルからの見下ろしたときの影響とか、そうい

ったところの影響なんというのを書かれるといいのかなと思いましたので、また今後、御検討いただければと思います。よろしくお願いします。

斎藤会長 ありがとうございます。

事務局のほうからお願いします。

事務局（天井） ありがとうございます。

今回つくっている花のモリのゾーニングというのは、こういった形で今しているところなんですけれども、かなりの部分は、今、既に魅力のある場所ができているというところをさらに強化するといった形になっていまして、紅葉ゾーンというのも既にイロハモミジがもともと植わっていて、紅葉の時期になると少し人の目を引くような場所になっていたというところで、ここについて、さらにモミジ類であるとかマユミとか、あとニシキギとかといったもので、さらに紅葉する木を集めて魅力を高めていこうというふうに考えております。

花木のところも、既にタカトオコヒガンザクラがあったりといったような形で、既にそういった既存のものがあるものをさらに強化していくといった形になっていたりします。

今おっしゃったように、当然、周りからどう見えるかということも、この場所が隣接するところから、またどういうつながりになってくるかということも考えながら、このエリアの各入り口には花壇を設けて、新たな空間に入ったよというようなところが意識できるような整備なんかも考えておりまして、委員おっしゃったように、そういった意図なんかうまく伝わるように資料づくりなんかはしていきたいなと思っております。

斎藤会長 ありがとうございます。

池邊委員、お願いします。

池邊委員 一言だけです。

乳幼児等休憩施設なんですけれども、これは設計はどうするんでしょうか。民間施設のほうがかなりスタイリッシュにいい感じにできていて、ここだけ公共がやったよという、いわゆるトイレとかバリアフリーのマークが出てとかという、すごく格好悪いという感じになりがちなので、ぜひ民間施設で、せっかくいいものをつくっているの、そこについては、基金を使うのだから経費節減ということではなく、やはり経費節減する中でもスタイリッシュないいデザインのものをつくらないと、将来的に20年、30年で、10年でもう陳腐になるみたいな感じはよくないので、そこはやはり空間的に相乗効果でいいものになったと言われるように、ぜひ空間設計、デザインについてもコンペ等を行うとか様々なことを考えて工夫をしていただきたいと思います。

以上です。

斎藤会長 私もこのイメージ写真を見ていて、ちょっと古いかなと感じました。

池邊委員 そうですよ。すごく心配になります。

斎藤会長 ということで、ありがとうございます。

時間がちょっと押してしまして、今、皆さんのお話を聞いていると、基金を使っちゃならないという話では全くなくて、むしろこの新宿中央公園魅力向上推進プランにどれだけ期待しているかということなんだと思いますので、これで審議を尽くしたということでよろしいでしょうか。椎名委員どうぞ。

椎名委員 おそらく東の日比谷公園、それから当然、都庁所在地ですから、世間的にはほかの県に行けば、都庁所在地は新宿区と当然なるわけですよ。ですから、西の新宿中央公園と、これはもう、そういうものにしていかなきゃいけないですね。当然デザインもそのとおりだと思います。

私が何を言いたいかというと、花のゾーンを考えて、宿根草のゾーンを考えていらっしゃるんですけども、これはこれでいいんですけども、植えるだけではちょっとね、これはやっぱりね。日比谷公園は、大体西洋文化をいかに取り入れるかで一生懸命苦心したものですよね。新宿中央公園は、やっぱり生物多様性というものをもうちょっと出していただけたらと思いますね。

日本を代表する公園でそれをやらないかという、もう既に木も大きくなっていますので、林床に入るところを落ち葉を集めたり下草刈りをしたりして、自然にできますよ。ほかのところでもやっていますけれども、今は花を植えても新宿中央公園を有名に、こういう卑近な話で申し訳ないんですけども、するわけにはいかないんですよ。ほかでもみんなやっていますので、マスコミは取り上げてくれないですよ。

やっぱりゼロから始めて、だんだん花が、宿根草なら日本の宿根草、在来の宿根草。特に絶滅危惧種や何かがいっぱいあるわけですから、それを再生する。生物多様性をいかにやっていくのかというのを見せる。その進捗状況をきちっと見せていくと。

新宿中央公園で、例えば今だったらキツネノカミソリが咲きましたとか、こういうのはニュースになりますよ。卑近な例で申し訳ないんですけども、本当から言えば、生物多様性の場所を、全部じゃなくていいですよ、ちゃんと設けて、うまくいきそうな場所を選んで、それでそこをゼロから始めて、自然に鳥とかが運んできますから。その成長を見て、その中で在来の宿根草がきちっと新宿でも育つんだと。新宿は、こういう意味で生物多様性の先鞭

をつけているんだと、それが新宿中央公園なんだと、そんなふうなカテゴリーというか、そういうものも入れていただきたいなというのが私の意見です。

ちょっとすぐお答えはできないと思います。計画の中にうまく、でも今は宿根草は花壇でありますから、そういう意味ではジャンルは同じです。ただ、その出発点が違うだけで、それと目的が違いますね。そういう意味でやっていただければなという希望でございます。

斎藤会長 ありがとうございます。

御意見ということで受け止めるということで。

それでは、この基金の処分については、原案どおりお認めいただけるということでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

斎藤会長 ありがとうございます。

時間が大分押しておりまして、最後の審議ですけれども、みどりのモデル地区の指定について、事務局より説明をお願いします。

みどり公園課長 それでは、みどりのモデル地区の指定について御説明いたします。

資料のほうは6番になります。

みどりのモデル地区は、みどりの条例に基づきまして、みどりの保護と育成を進める地区として指定するものでございます。みどりのモデル地区の指定及び解除につきましては、当審議会の審議事項となっております。

では、担当のほうから詳細について御説明させていただきます。

事務局（見義） みどりの係の見義と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、みどりのモデル地区の指定について御説明いたします。パワーポイントはございませんので、手持ちの資料を御覧になっていただきたいと思います。

区では、みどりの基本計画に基づいて施策を展開しておりますが、現在は、みどりの推進モデル地区として笹笹地域を、屋上緑化等推進モデル地区として新宿駅の周辺地域をモデル地区としております。指定期間は令和7年3月31日までとなっております。

令和7年4月からのモデル地区指定については、みどりの推進モデル地区については榎地域、みどりの保全モデル地区については落合地域、屋上緑化等推進モデル地区については現行の新宿駅の周辺に加え、飯田橋駅、高田馬場駅の周辺を候補地区とした上で、町会長などへのヒアリングや資料収集などを行い、新宿区みどりの推進審議会においても令和4年度の9月より報告をしてまいりました。

今回、みどりのモデル地区の指定のために、改めて新たなモデル地区について御説明させていただきます。なお、この地区の指定につきましては、当審議会の審議事項になりますので、候補地域として指定するかどうか御審議をお願いいたします。

また、新たなモデル地区の施策につきましても、こちらは区として内容を決定することになりますが、簡単に検討状況について御報告したいと思います。

では、資料6のほうを御覧ください。

まず、みどりのモデル地区というのがどういうものかということなのですが、みどりの推進モデル地区は、緑被率が低い地域において、新しく緑化の推進を図る地区です。こちらは榎地域の指定を考えています。

みどりの保全地区は、緑被率が比較的高い地域において、今あるみどりの保全及び緑化の推進を図る地区です。こちらは、落合第一地域と第二地域を合わせた落合地域の指定を考えています。

屋上緑化等推進モデル地区は、商業地域等の業務地域において、屋上、ベランダ、壁面等の緑化を推進する地区です。こちらは新宿駅に加え、飯田橋駅、高田馬場駅周辺の指定を考えています。これに合わせて、現在みどりの推進モデル地区に指定している笹笥地域の指定の解除を考えております。

資料の2ページを御覧ください。

次に、みどりのモデル地区指定に係る候補地の概要について御説明いたします。

新宿区は、地域を10に分けて住民サービスを行っております。榎地域は緑被地面積16.09ヘクタール、緑被率11.54%で、緑被地面積及び緑被率は最も低い地域になっているため、新しく緑化の推進を図っていきたいと考えています。

落合地域は、落合第一地域と第二地域を合わせた地域です。第一地域は緑被率18.13%、小規模民間緑被率8.36%、樹木・樹林は5年間で3.27ヘクタール減っておりまして、100平方メートル以上の樹林は5年間で34か所減っております。

第二地域は、緑被率15.14%、小規模民間緑被率6.84%、樹木・樹林が5年間で0.58ヘクタール、100平方メートル以上の樹林が5年間で28か所減っております。

個人住宅や小規模な集合住宅の多い地域ですが、建て替え等により樹木や樹林が減少傾向にあり、歯止めをかけるためにみどりの保全地区への指定を考えています。

続きまして、3ページ、屋上緑化等推進モデル地区についてですが、こちらは現在、新宿駅周辺の地域を指定しておりますが、新宿駅と同じように建蔽率が高く地上部の緑化が難し

い高田馬場駅や飯田橋駅周辺の商業地域についても指定をしたいと考えています。こちらの地区の指定については、審議事項となります。

続きまして、次ページ、4ページから参考資料になりますが、みどりのモデル地区の施策内容について御説明いたします。5ページからの別紙と併せて御覧ください。

施策につきましては、大きく分けて規制、助成、協働、保護の点から既存事業を活用してと考えております。

まず1点が、アの緑化計画書制度というのがございまして、面積250平方メートル以上の敷地で建物等の建築を新たに行う際に一定の緑化を設けなければならない基準を定め、事業者計画書を提出させる制度ですが、こちらについての割増しなどや基準の緩和を行いまして、緑化の推進を図っていきます。

緑化助成制度というのは、接道部や屋上、壁面で新規に植栽を行う場合、工事費の一部を助成する制度ですが、こちらも助成金額の単価の引上げや限度額の引上げを行い、緑化の推進を図っています。

ウのみどりの協定制度というのは、道路に面した自宅の敷地などを緑化する区民グループと協定を結びまして、花苗の支給等を行う制度で、こちらのグループの構成人数の引下げや花苗の支給金額や支給回数の増を行い、緑化の推進を図っています。

保護樹木制度につきましては、最初に1の審議事項で保護樹木については御説明させていただいたと思うんですが、こちらは小規模の緑地を守る意味合いから、樹林の必要面積が500平方メートル以上となっていますが、引下げを考えております。

5ページからの検討状況について、御説明させていただきます。みどりの推進モデル地区は榎地域に変更になりますが、現在、箆笥地域で行っている緑化計画書制度ですとか助成の引き続きの事業の継続を考えています。

新たに新規で考えておりますのが、ミドリボーン助成といいまして、榎地域には植え込みます自体はあるんですが、何も植わっていないところが結構あるということで、そういった現在何も植わっていない植栽地を緑化していこうという取組です。

続きまして、6ページのみどりの保全モデル地区につきましては、緑化計画書制度につきましては、既存樹木の割増し算定、接道緑化基準の規定の緩和を考えております。保護樹木制度につきましては、先ほども申しましたが、現行500平方メートル以上からの保護樹林の指定を300平方メートルから指定を可能とするように考えております。

屋上等緑化推進モデル地区は、7ページになりますが、こちらは現在行っております緑化

計画書制度の割増し等は基本的には考えておりますが、対象を一部制限をしたりすることを考えております。

また、新規の取組としまして、ベランダ緑化の割増し算定、ふれあい緑地と名づけましたが、畑や花壇についての緑化面積の算定、壁面緑化の基準の緩和を考えております。また、2番の助成につきましては、屋上等緑化の助成制度の拡大については、既存の制度に加えまして、現在パネル式の壁面緑化というのが増えているんですが、こちらが現在対象になっておりませんが、対象にすることを考えております。

以上、駆け足になりましたが、みどりのモデル地区についての説明は以上となります。よろしく願いいたします。

斎藤会長 ありがとうございます。

ただいま説明のあったみどりのモデル地区の指定、新たにということなんですが、御質問等ありましたらお願いいたします。

渋江委員、お願いします。

渋江委員 渋江です。とてもよく分かりました。ありがとうございます。

一点、箆笥地域の指定解除について、一定の基準がクリアできたから解除なのか、それとも順々なのかと、そういったところが少し明確でないので、根拠となるデータがあるのであれば明示していただいて、そのあたりの説明を補足していただければと思います。

よろしくお願いします。

斎藤会長 事務局、今時点でどんな感じなんでしょうか。

事務局（見義） みどりの推進モデル地区の緑被率と変化につきましては、5年に一度みどりの実態調査というのを区がやっております、平成22年度、第7次と令和2年度の比較をしましたところ、みどりの推進モデル地区の箆笥地区につきましては、緑被率につきましては16.81%から17.33%に増加しております。樹木、樹林につきましては、13.38から14.44と増加しております。

全体のほかの地区との比較というのは、今現在手持ちにないんですが、緑化の地域ごとに比較しました順位としましては、6位だったものが5位に順位等は上がっております、ある程度の実績が上がったと考えております。

斎藤会長 渋江委員、いかがでしょうか。

渋江委員 よく分かりました。ありがとうございます。ですので、その根拠をちょっと一言明示されるとよろしいかなと思います。

斎藤会長 ほかにいかがでしょうか。

藤田委員、お願いします。

藤田委員 私は屋上緑化、壁面緑化というのを専門にしております、今度また少し改正されたということで、今まで屋上緑化なんかに菜園とか野菜栽培が緑化面積に算入されなかったんですけれども、今回のこれでは入ることになるんですかね。

事務局（見義） 例えばマンションなどの屋上にオーナーさんの住居がありまして、個人のための畑や花壇につきましては、今対象外で考えているんですが、商業地域や学校等で皆さんが触れ合って公共的にいろいろみどりに親しむ施設として作られる花壇や畑につきましては、緑化対象面積に含めていいのではないかとということで検討しております。

藤田委員 ありがとうございます。

もう一つ、ベランダ緑化というのが入っておりますけれども、これは接道部というか道に面していないと駄目なんでしょうか。それから、高さ制限なんかはあるんですかね。

事務局（見義） ベランダ緑化につきましては、接道に面したものが対象になっておりまして、接道に面したものの接道部延長と緑化面積の割増しを考えております。

ただし、2階、3階と複数に緑化した場合の重複は認めないことで考えておりまして、高さは現行、地上部から10メートルまでなのですが、それをそのまま考えております。

斎藤会長 ありがとうございます。

藤田委員どうぞ。

藤田委員 ということは、集合住宅なんかで何段にもなったのは対象にならないと。

事務局（見義） 1段目だけ対象になるということになります。

藤田委員 そうですね。分かりました。

もう一ついいですか、すみません。壁面緑化なんですけれども、壁面に植栽基盤をつけてやる緑化が今までは対象外だったということですかね。都なんかでは認めておられたと思うんですが。

事務局（見義） 緑化計画書制度の対象にはなっていたんですけども、高さ10メートルまでの接道に面したものについてはパネル型も対象にはなっておりました。ただ、助成の対象にはなっていなかったの、そちらを加えるということで考えております。

藤田委員 分かりました。ありがとうございます。

斎藤会長 詳細のところは気になる場所ですよね。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。手塚委員、お願いします。

手塚委員 すみません、多分二、三分で終わりますので。

職員の方に質問なんですけれども、リアルに。私は散歩するのが実は趣味でして、すみません、手塚と申します。

戸山のほうからここに来るにも明治通りをずっと来て、幸いに自分の楽天地というか、木陰、日陰を常にこの熱波の中、今年も去年に匹敵するような暑さになってしまったので、私は常に日陰と木陰を選んで、頭の中で常にそれをシミュレーションしながら歩き回っているんですね。

実は私の大好きな四季の路、あそこは新宿区の管理するところですよ。四季の路という歩道があるじゃないですか。私はあそこに来ると、ほっとするんですよ。あそこに結構逃げ込むんですよ、ずっと炎天下を歩いてきましたので。

ここ最近、夏になって、毎年毎年あそこに逃げ込んでいるんですけれども、結論から言ったら、何を言いたいと言ったら、剪定はいつなさるんですか。四季の路の剪定を。がっかりしたのは、実は今月剪定されていたんですよ。今は8月ですよ、先月の下旬かな、私はせっかく逃げ込んだんですけれども、上がもうほとんど剪定されちゃっていたので、剪定の時期を申し訳ないんですけれども、ちょっと洞察力、考えていただきたいかなと思うんですよ。ちょっとがっかりしました。

私はもう本当に生きるか死ぬかの、熱波と戦っているぐらい今年は暑かったんで、もうあれは私の中の、唯一あそこに逃げ込むというのが私の中での希望だったのに、それが剪定されたので、ずっとひなたを歩くしかなかったんですよ。本当に、これはリアルに私は経験したので、剪定の時期というのは不定期なんですか、決まっているんですか。

私はあそこが大好きなので、夏場だけは本当にお願いします。剪定していただきたくないんですよ。今後、これからどんどん、やっぱり暑さも加速すると思うので、その剪定時期というものをちょっと考えていただきたい。

明治通りとか公道は別問題だと思うんですけれども、新宿区の四季の路、あれに対してはちょっと剪定の時期を、すみません、ぜひ考えていただければと思います。本当にみどりというのは、私にとってはなくてはならないので、もう唯一、貴重な私にとっても財産であり、貴重な道を歩くときのための命の綱なので、その剪定時期だけはちょっと職員の方に考えていただきたいなと思います。

以上です。

斎藤会長 ありがとうございます。

緑陰効果のある時期に剪定するのはどうなのかという御意見かと思いますが、その辺はどんな感じになっているんでしょうか。

みどり公園課長 御意見として賜りましたので、今後はそうした御意見を踏まえまして留意していきたいと思っております。

手塚委員 すごくがっかりしましたね、本当に。ここに来ればちょっとほっとすると思ったんですけれども、見事にひなたになっていました。

斎藤会長 ありがとうございます。

大野委員、願いいたします。

大野委員 大野です。

みどりの保全モデル地区の落合地域で、保護樹林制度で、要件を500平方メートルから300平方メートルに下げた指定を可能にするというふうになっているんですけれども、これは落合地域だけ300平方メートルに下げたときに、前半で認定というか話があった保護樹林の今後カウントの中にこれが入っていくことになりますかね。入っていくことになると、何か500平方メートルというのはまとまりがある、ある程度の広さがあるところを指定しようというものと、その中に300平方メートル、ちょっと小規模なものが混ざってしまうことになるので、どうなのかなと。

そうするならば、準保護樹林みたいなランクをつけるとか、もしくは保護樹林の指定と別枠で、落合地域については100平方メートル以上の樹林をカウントしているようなので、100平方メートル以上の樹林について、保護樹林と同じような対応をしますよということのほうがいいんじゃないかなと思いますけれども。

斎藤会長 事務局、いかがでしょうか。

みどり公園課長 御意見ありがとうございます。

実は今、委員から御指摘のありましたように、助成金の課題ですとか、それからモデル地区が終わった後の取扱いですとか、多くの課題があると思っております。

今日、皆様に御提案いたしました施策というのは、まだ検討中でございまして、確定ではございません。今いただきました御意見も踏まえ、我々としてもたくさん課題があると思っておりますので、今後その保護樹林の面積、それから今後の扱い等につきましては、今いただきました御意見等も踏まえまして十分に検討させていただいて、決定していきたいと思っております。

御意見ありがとうございました。

斎藤会長 ありがとうございます。

予定の時間を過ぎておりますけれども、ほかにいかがでしょうか。

それでは、みどりのモデル地区の指定については、原案どおりお認めいただくということ
でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ありがとうございました。

◎連絡事項

斎藤会長 これで、審議事項のほうは全て終わりましたので、議事次第3の連絡事項に移らせて
いただきます。

事務局、お願いします。

みどり公園課長 連絡事項でございます。

次回のみどりの推進審議会についてでございます。次回は、令和7年2月頃に開催を予定
しております。その際には、また委員の皆様には御連絡させていただきたいと思ってい
ます。

以上でございます。

斎藤会長 ありがとうございます。

◎閉会

斎藤会長 本日の議事については、全て終了いたしました。活発な御意見等ありがとうござい
ました。

これで、令和6年度第1回新宿区みどりの推進審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後0時05分閉会